構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成 16年 5月 7日

内閣総理大臣 殿

鳥取県東伯郡羽合町長 井上正直

平成 15年 11月 2 8 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について、下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定及び法附則第 3 条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

- 1.変更事項
 - 8.特定事業の名称
 - 9.構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が 必要と認める事項

別紙 920の追加

2.変更事項の内容 別紙新旧対照表のとおり

新	旧
8.特定事業の名称	8.特定事業の名称
臨時的任用職員の任用期間の延長	臨時的任用職員の任用期間の延長
公立保育所における給食の外部搬入方式の容認	

- 9.改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
- (1)子育て家庭に対する支援

本町では、子育てに伴う経済的負担の軽減対策として、県下でも 有数の安い保育料を設定しています。その分、一般財源からの持 ち出しがかなりの額になっていますが、若年層の支援による町の 活性化は非常に重要な施策と位置付けており、引き続きこの施策 を実施します。

なお、平成16年10月に周辺2町村との合併を進めていますが、 保育料の設定については、本町の例を採用することが決定してお 以新町においてもこの施策が実施されます。

(2)保育サービスの充実

町内の保育所の保育時間は、7:00~19:30 (一部は 7:30~18:30) となっていますが、保護者の要望を十分に把握して、ニーズに対応 できるよう努めます。

また、低年齢児保育については、とくに育児休業明けからの入所について随時受入ができるよう人的配置の充実に努めます。

その他、家族の介護や保護者の病気や仕事の都合などによる一時保育の要望が増加しており、利用ができる保育所の増加に努めます。

9.改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1)子育て家庭に対する支援

本町では、子育てに伴う経済的負担の軽減対策として、県下でも 有数の安い保育料を設定しています。その分、一般財源からの持 ち出しがかなりの額になっていますが、若年層の支援による町の 活性化は非常に重要な施策と位置付けており、引き続きこの施策 を実施します。

なお、平成16年10月に周辺2町村との合併を進めていますが、 保育料の設定については、本町の例を採用することが決定してお 以 新町においてもこの施策が実施されます。

(2)保育サービスの充実

町内の保育所の保育時間は、7:00 ~ 19:30 (一部は 7:30 ~ 18:30) となっていますが、保護者の要望を十分に把握して、ニーズに対応 できるよう努めます。

また、低年齢児保育については、とくに育児休業明けからの入所について随時受入ができるよう人的配置の充実に努めます。

その他、家族の介護や保護者の病気や仕事の都合などによる 一時保育の要望が増加しており、利用ができる保育所の増加に努 めます。

新	IΒ
(3) (削除)	(3)公立保育所における給食の外部搬入方式導入によるコス 削減
	の維持
	構造改革特区第 3次提案において認められた 公立保育所におけ
	る給食の外部搬入方式」の導入を図り、保育所運営に係るコス H削
	減を推進し、人的配置の充実や安い保育料の維持を図ります。
別紙	
<u>1 特定事業の名称</u>	
920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」	
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者	
<u>鳥取県羽合町</u>	
3 当該規制の特例措置の適用の開始の日	
<u>本計画が認定された日</u>	
4 特定事業の内容	
羽合町内の保育所における給食の提供について、3歳以上児分	
<u>は学校給食共同調理場で、3歳未満児分は長瀬保育所でそれぞ</u>	
れ一括調理し、配送車で各保育所に搬送する。(長瀬保育所の3	
歳未満児分は自所方式)	
<u>特例の対象とする保育所</u>	
長瀬保育所、田後保育所、浅津保育所、橋津保育所	
5 当該規制の特例措置の内容	
本町におきましては、町の一般財源からの持ち出しにより県下でも	
<u>有数の安い保育料を設定して子育て支援を行っていますが、保育</u>	

<u>所運営に係る経費は行政全体の中でも多額であり、コストの削減が急務です。</u>

保育所給食に外部搬入を導入することで、一箇所で効率的にしかも安全に調理することができ、経費の大幅な削減を図ることができます。

(1)調理設備について

現在の4保育所のうち、長瀬保育所については平成12年の開所で、112.87 ㎡の調理室を有しており問題はないと考えております。

他の3保育所にも調理室があり、それぞれ加熱や保存 配膳など に支障はありませんが、何れも昭和 50 年代の建築で老朽化してお 以 平成 16 年度において増改築を計画しており、引き続き加熱や保存 配膳に必要な設備 機能は維持します。

調理設備の概要

·田後、浅津、橋津保育所

- <改築後> 検食用冷凍庫、食器消毒保管庫は再利用し その他の設備は一新。また、床が水洗いできるようコンクリー Hこ改修。

·長瀬保育所

< 現 況 > 冷凍庫、冷蔵庫、1槽シンク、4槽シンク、ガスレンジ、 スチームコンベクション、フライヤー、自動食器洗機、食 器消毒保管庫、ワゴン車、調理台、配膳台

(2)食事の内容、回数、時機について

児童福祉施設における、年齢 性別栄養所要量を基に作られた 保育所における栄養給与目標算出例」を参照して食品構成を策定 し、それに基づいて献立を作成します。とくに、カルシウム 鉄など が不足しないように留意します。

また、日常の献立とかけ離れたものにならないよう、家庭で食べ慣れている食品を取り入れ、野菜や果物はできるだけ地元のものを使うように心がけます。

なお、年齢に合わせた食事を提供するため、離乳食の中期・後期、3歳未満児食、3歳以上児食に区分するとともに、アレルギー対応除去食も提供します。

食事の提供は、9:00 に 3 歳未満時のおやつ、11:30 に昼食、15:00 に全園児のおやつを計画しています。

(3)外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守

3歳以上児食は学校給食センターで調理して4保育所に配送します。3歳未満児食は長瀬保育所調理室で調理して他の3保育所に 3歳以上児食と一緒に配送します。この際、二重食缶を用いて配送するとともに、最も配送の遅い保育所でも35~40分で到着することとなり、調理後2時間以内の喫食とします。

また、平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長 通知 病院、診療所等の業務委託について」の第4の2の規定を遵 守するとともに保健所の指導 助言に従い、衛生管理に万全を期し ます。

新	旧
(4)食育プログラムに基づいた食事の提供について	
生涯の生活習慣の基礎となる乳幼児期に、適切な食習慣を身に	
付けることは、生活の質を向上させ、健やかな生涯を送る上でとて	
<u>も重要なことです。</u>	
そこで、本町においては次の目標を掲げ、食育を推進します。	
・ <u>食に関心をもつ</u>	
・ <u>適切な食行動ができる</u>	
・ 決まった時間にしっかり食べる	
・ <u>食の正しい知識を知る</u>	
・ 食事づくりに参加する	
・ <u>楽しくおいしく</u> 食事ができる	
以上の目標を具体化させ、実施するため、保育士、栄養士、調理	
員など関係者による 篒育推進チーム」を組織化します。	